

山口少年鑑別所



沿革

- 昭和24年 山口刑務所内に山口少年鑑別所」を併設
- 昭和25年 現在地に庁舎新築、移転し、「山口少年保護鑑別所」と改称（少年観護所と統合）
- 昭和27年 山口少年鑑別所と改称
- 昭和48年 施設全面改築工事完了
- 平成27年 「法務少年支援センター山口」を併称

概要

- 所在地：山口県山口市中央4-7-5
- ◆山口少年鑑別所
業務概要：心身鑑別や観護処遇の実施
収容定員：29名
収容対象：家庭裁判所で観護の措置が執られた原則20歳未満の少年など
- ◆法務少年支援センター山口
業務概要：外来相談への対応や講演等
相談対象：年齢制限等はありません。

特徴

- ◆山口少年鑑別所
民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことから、成年になることの意味を在所者に理解させるための教材を作成し、視聴させています。
- ◆法務少年支援センター山口
地域の方からの相談対応に関する職員研修を定期的実施するなどして、日々研鑽を積んでいます。

地域のためにできること

- ☞ **地域の方からのご相談に応じています。**
非行や学校不適応等、お困りのことがあれば当所にご相談ください。相談料は無料です。心理検査の実施や問題行動に対する指導など、様々なアプローチを検討しながら、一緒に解決策を考えていきます。
個人情報とは適正に取り扱い、秘密は厳守しますのでご安心ください。
- ☞ **講演会や学校での授業などに職員を派遣しています。**
非行のある子どもに関わる専門家として、講演や出前授業を実施しています。関係機関へ出張も、リモートでの対応も可能です。
- ☞ **関係機関の事例検討会等に参加しています。**
教育機関や福祉機関等が主催する事例検討会等に参加し、当所が持つ知識や経験を生かして情報提供や助言等をさせていただいています。



最近のトピック

- ★地域の皆様を対象とした施設見学を行っております。御希望の場合は右記連絡先まで御連絡ください。
- ★相談室をリニューアルし、キッズスペースを作りました。地域との連携を図りながら児童生徒の相談にも努めていきます。



お問い合わせ

- ☞ 施設見学等の御依頼はこちら
◆山口少年鑑別所
083-922-6518
- ☞ 相談・講演等の御依頼はこちら
◆法務少年支援センター山口
083-922-6701

